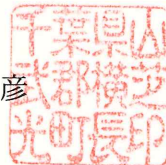


横芝光町農業振興地域整備計画の変更について

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により横芝光町農業振興地域整備計画を変更するので、同条第 4 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 12 日

横芝光町長 佐藤 晴彦



- 1 縦覧に供する書類の名称 横芝光町農業振興地域整備計画変更案
横芝光町農業振興地域整備計画変更理由書
- 2 縦覧期間 自 令和 8 年 8 月 12 日
至 令和 8 年 8 月 26 日
- 3 縦覧場所 横芝光町役場 産業課（山武郡横芝光町宮川 11902 番地）
- 4 意見書の提出
本町の住民は、この変更案に対して意見があるときは、次のとおり意見書を提出することができる。
 - （1）提出先 横芝光町役場 産業課（山武郡横芝光町宮川 11902 番地）
FAX 0479-84-2713
メールアドレス sangyou@town.yokoshibahikari.chiba.jp
 - （2）提出方法 持参、郵送、ファクス又は電子メールによる。
 - （3）提出期限 令和 8 年 8 月 26 日
 - （4）その他留意事項
 - ア 意見書の様式は任意とするが、提出年月日、提出者の住所、氏名を必ず記載すること。
 - イ 提出された意見書については、要旨を取りまとめ処理結果を公告する。
- 5 異議の申出
この農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、この農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、次のとおり異議の申出をすることができる。
 - （1）申出先 横芝光町役場 産業課（山武郡横芝光町宮川 11902 番地）
 - （2）申出方法 持参又は郵送による。
 - （3）申出期限 令和 8 年 9 月 10 日
 - （4）その他留意事項
この異議の申出については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の再調査の請求に関する規定（同法第 54 条を除く）が準用される。